

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定の必要がないと認められる農薬について（案）

全卵粉末

I. 対象農薬の概要

1. 開発の経緯等

全卵粉末は、鶏卵（黄身及び白身）を乾燥、粉末化したものであり、本邦では現在未登録である。

ニホンジカによる食害防止用の忌避剤として、平成 19 年 9 月に農薬取締法に基づく新規登録申請（適用作物：すぎ、ひのき）がなされている。

2. 適用病害虫の範囲及び使用方法

製剤	適用作物	使用目的	希釈倍数・使用量	使用時期	使用方法
80.0%水和剤	すぎ ひのき	ニホンジカによる 食害防止	10 倍、 1 本当たり 10～50ml	食害発生前	散布

3. 各種物性等

本剤は、黄色～帯褐黄色の粉末固体であり、全卵粉末特有の香りがする。

その他の各種物性については試験が省略されている。

II. 安全性について

本剤の有効成分である全卵粉末は、既に食品において一般に広く利用されており安全であることが公知であることから、製剤を用いた一部の試験を除いて各種毒性試験成績等の提出が免除されている。

なお、本剤は、食用農作物に対する適用について登録申請がなされておらず、登録にあたって食品安全委員会による食品健康影響評価は行われていない。

（参考）80.0%水和剤を用いた試験成績

試験の種類	供試動物	試験結果
急性毒性試験（経口）	ラット（雌）	LD ₅₀ : > 2000 mg/kg 体重 NOAEL : 2000 mg/kg 体重
急性毒性試験（経皮）	ラット（雌雄）	LD ₅₀ : > 2000 mg/kg 体重 NOAEL : 2000 mg/kg 体重 (雌雄とも)
眼刺激性試験（粉末のまま適用）	ウサギ（雄）	ごく軽度の刺激性
皮膚刺激性試験	ウサギ（雄）	刺激性なし
皮膚感作性試験	モルモット（雄）	感作性なし

Ⅲ. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定について

本剤の有効成分である全卵粉末については、既に食品において一般に広く利用されており安全であることが公知であると認められ、水質汚濁に係る農薬登録保留基準に基づくリスク管理を行う必要性が乏しいと考えられることから、当該基準の設定の必要がないと認められる農薬の成分として整理することとする。